

都道府県・政令指定都市名	神戸市
--------------	-----

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	市民参画推進局 市民生活部 男女共同参画課
担 当 職 員 数	5 名 (専任 5 名、兼任 名)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	神戸市男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日・根 拠	平成 11 年 1 月 25 日 根拠: 神戸市男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	市長

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等(例えば国の旧「男女共同参画審議会」に相当するもの)

会 議 の 名 称	神戸市男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成 15 年 7 月 10 日
構 成 員	17 名 (女性 8 名、男性 9 名)

4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 16 年 4 月 ~ 20 年 3 月
名 称	神戸市男女共同参画計画
改定・見直しの予定時期	平成 20 年 4 月 日 未定の場合は をつけてください。

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	神戸市男女共同参画の推進に関する条例
	公 布 日	平成 15 年 3 月 27 日
	施 行 日	平成 15 年 4 月 1 日
	改 正 日	平成 年 月 日
無の場合 どちらかに をつけてください。	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期:平成 年 月	
制定等について検討中(あれば、具体的に)		
特に検討していない		

調査時点コード 1 平成19年4月1日 2 平成19年5月1日 3 その他:平成19年3月31日

6 審議会等委員への女性の登用

目 標 値	22 年度まで 35 % 年度まで % 年度まで %
根 拠	附属機関等の設置等に関する指針
対象となる審議会等の範囲	法律・条例・規則・要綱等によって設置されたもの
目標の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード 3 審議会等数(108) うち女性委員を含む審議会等数(88) 延総委員等数(2799) 延女性委員等数(814) 女性比率(29.1)
	うち法律または政令に基づく審議会等における登用状況 調査時点コード 3 審議会等数(39) うち女性委員を含む審議会等数(28) 延総委員等数(1523) 延女性委員等数(353) 女性比率(23.2)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード 3 審議会等数(20) うち女性委員を含む審議会等数(18) 延総委員等数(1369) 延女性委員等数(318) 女性比率(23.2)
	調査時点コード 3 委員会等数(6) うち女性委員を含む審議会等数(3) 延総委員等数(108) 延女性委員等数(11) 女性比率(10.2)
目標値以外の目標設定	女性委員のいない審議会等(0審議会)の解消
女性登用方針	人材名簿作成の有無 有 (公表・非公表) ・ 無 ・ 作成予定有
	人材名簿が有る場合 掲載人数 1242 人 (平成 12 年 3 月現在)
	その他 人材育成事業の実施の有無 有 ・ 無 委員の公募 有 ・ 無 その他(事前協議制の実施(13年度~)、登用年次計画の策定)

(*) 平成19年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの
(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

調査時点コード

1

平成19年4月1日

2

平成19年5月1日

3

その他:平成 年 月 日

7 女性公務員の採用・登用状況

(1)管理職の在職状況

調査時点コード 1

		管理職総数			女性管理職の内訳		
		(人) (A)	うち女性管理職 数 (人) (B) = (C+D+E)	女性比率 (%) (B/A)	部局長クラス (人) (C)	次長クラス (人) (D)	課長クラス (人) (E)
本庁	計	416	15	3.6	0	0	15
	うち一般行政職	223	8	3.6	0	0	8
支庁・地方 事務所	計	574	68	11.8	0	9	59
	うち一般行政職	189	8	4.2	0	1	7
再掲	警察本部	0			0	0	0
	教育委員会	59	0	0.0	0	0	0

(2)女性公務員の採用状況

平成18年4月1日～19年3月31日

	総数 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
上 級	90	37	41.1
うち 警察本部			
中 級	168	157	93.5
うち 警察本部			
初 級	27	8	29.6
うち 警察本部			

(3)女性採用・登用のための措置

実施しているものに をつけてください。

1. 女性の採用目標の設定 具体的目標()
2. 女性の管理職登用目標の設定 具体的目標()
3. 女性職員の採用・登用に関する計画の策定
4. 上記3の計画の策定、実施に実質的に関与する「女性職員の採用・登用拡大担当者」の設置
5. 女性職員の採用・登用の状況や上記3の計画の進捗状況等に関する庁内の意見交換等の場の設置
6. その他(内容: 神戸市職員いきいきプラン～神戸市人材育成計画～を作成しており、今後その中で女性職員の管理職への積極的な登用のための方策について検討していく。)

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名称 愛称(通称・俗称)	神戸市男女共同参画センター あすてっぷKOBÉ		(単独施設 ・ 複合施設)
設置年月日	平成 4 年 3 月 日 (平成12年4月「生活学習センター」より名称変更)		
管理・運営主体 1～3について、該当するものを つけ、記入してください。	1. 施設管理	直営(担当部局名: 市民参画推進局市民生活部男女共同参画課) 指定管理者(名称:) その他()	
	2. 事業運営	直営(担当部局名: 市民参画推進局市民生活部男女共同参画課) 指定管理者(名称:) その他()	
	3. その他	直営(担当部局名:) 指定管理者(名称:) その他()	
職員数	常勤 3 人、非常勤 人	予算額	平成19年度 58,283 千円
主な事業 (男女共同参画・女性に関するもの)	*実施しているものに を付し、主な事項を記入してください。 1. 広報啓発(主な事項: センター情報紙「あすてっぷKOBÉ」、その他広報印刷物の発行) 2. 調査研究(主な事項:) 3. 相談事業(主な事項: 専門相談(こころの悩み、法律、からだ、就業・チャレンジ)、一般電話相談) 4. 交流促進(主な事項: グループ活動への支援(学習室、交流スペース、企画事業への助成)) 5. 国際交流(主な事項:) 6. 健康増進(主な事項: からだセミナー) 7. その他(主な事項: 男女共同参画セミナー(一時保育付き)、情報ライブラリーの運営等)		

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	なし	基金・基本財産額		千円
設置年月日	平成 年 月 日	出資者		

10 民間団体(女性団体等)との連携

(1) 地方公共団体と民間団体(女性団体等)との連携 該当するものに をつけてください。

1. 民間団体の組織化()へ)
2. 地方公共団体と民間団体との意見交換会の開催
3. 地方公共団体からの民間団体への各種情報提供
4. 地方公共団体から民間団体への助成金の交付
5. 地方公共団体から民間団体への事業委託
6. 地方公共団体と民間団体との共催事業の開催
7. チャレンジ支援ネットワーク
8. その他(主な事項:)

(2) 民間団体(女性団体等)のネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の有無	有 無	名称等:)	加盟団体数	
			会 員 数	
地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	有 無			
活 動 内 容 実施しているものに をつけてください。	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他(内容:)			

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況 該当するものに をつけてください。

1. 担当者連絡会議を開催
2. 市町村職員研修会を開催
3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催
4. 関係情報の収集提供
5. 審議会等女性登用の働きかけ
6. 補助金等の交付 [名称)
[交付先:)
7. その他(内容:)

12 職員研修の実績状況 実施しているものに をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣

(2) 女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
3. その他(内容:)

13 担当局(部)課(室)所管の平成19年度男女共同参画・女性関係予算

事 項	18年度予算 (千円)		19年度予算 (千円)		備考
		構成比(%)		構成比(%)	
関係予算総額(施設整備費を除く)	128,399	100.0	123,653	100.0	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.02	%	0.02	%	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0		0		

調査票3 (政令指定都市用)

政令指定都市名

神戸市

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成19年4月1日現在

平成19年5月1日現在

その他:平成19年3月31日現在

1 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

* 調査実施時に設置義務のある審議会等のうち、平成19年3月に内閣府で把握したもの

	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)
	1 市町村防災会議	63	2	3.2
	2 民生委員推薦会	138	34	24.6
	3 国民健康保険運営協議会	23	8	34.8
	4 地方社会福祉審議会 (市民福祉調査委員会)	37	8	21.6
	5 土地利用審査会	7	2	28.6
	6 地方障害者施策推進協議会	20	8	40.0
	7 公害健康被害認定審査会	12	0	0.0
×	8 結核診査協議会			
	9 損害評価会	27	4	14.8
	10 地方港湾審議会	32	3	9.4
	11 土地区画整理審議会	54	2	3.7
	12 建築審査会	7	3	42.9
	13 開発審査会	7	2	28.6
	14 介護認定審査会	567	177	31.2
	15 精神医療審査会	15	3	20.0
	16 市町村国民保護協議会	69	2	2.9
	17 地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0
	18 感染症診査協議会	6	1	16.7
	19 市町村都市計画審議会	27	4	14.8
	20 市街地再開発審査会	56	0	0.0
	21 障害程度区分認定審査会	197	53	26.9
	合 計	1369	318	23.2

2 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会、委員名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)
1	教育委員会	6	2	33.3
2	選挙管理委員会	40	7	17.5
3	人事委員会又は公平委員会	3	0	0.0
4	監査委員	4	0	0.0
5	農業委員会	46	0	0.0
6	固定資産評価審査委員会	9	2	22.2
	合 計	108	11	10.2

3 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況

審議会等数	うち女性委員を 含む審議会等数	延総委員等数 (人)	延女性委員等数 (人)	女性委員割合 (%)
68	54	1906	472	24.8